平成２２年（フ）第７２８号
横浜市青葉区みたけ台29番地３　第三田園ハイツ201
債務者　大矢　俊江
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　満
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月24日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０６号
横浜市港北区日吉本町４丁目10番10―905号
債務者　畠山　　正
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植田　　薫
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月31日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２７号
高知市一宮東町２丁目28番12号、申立時の住所高知市重倉1598番地14
債務者　山崎　弘幸
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　良吉
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７３７号
神奈川県綾瀬市深谷上６丁目25番26号　コーポラス23Ｂ―212
債務者　橋爪　光信
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高瀬　芳明
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月２日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１２号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第２団地３―22―203
債務者　中山　誠吾
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　破産債権の届出期間　平成22年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月29日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
神奈川県三浦市東岡町７番36号
債務者　三ツ堀芳行
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤塚　泰弘
4　破産債権の届出期間　平成22年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第５７９号
千葉県我孫子市中峠台29番地の１
債務者　松本千加子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　雅子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月２日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８５７号
千葉県我孫子市中峠台29番地の１
債務者　松本　三文
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　雅子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月２日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１５０号
千葉県柏市南逆井５丁目16番13号
債務者　海老澤雅美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　光
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月２日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５２５０号
東京都葛飾区柴又６丁目37―２―402
債務者　日根野吉浩
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝塚　慶一
4　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５００６号
埼玉県八潮市大瀬1373―22―103、住民票上の住所東京都葛飾区金町５丁目33―21
債務者　月尾　光二
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山中　雅雄
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９３号
神戸市長田区御蔵通１丁目104番地の２
債務者　藤田美智子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村倫太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３号
宮崎市大字鏡洲3467―３、住民票上の住所宮崎市大字鏡洲3515番地
債務者　蛯原　喜市
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月25日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８１４号
愛知県稲沢市奥田町下ニ条1408番地35
債務者　加藤　　忍
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部